

多度津町農業委員会議事録

令和元年8月20日午前8時59分より午前9時58分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場福祉センター3階講習室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 議案第6号 | 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について |
| 議案第7号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第8号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	秋山	義充
職務代理者（2番）	土田	敏雄
職務代理者（3番）	大山	島弘
4番委員	山崎	義行
5番委員	斯波	明美
6番委員	塩入	明彦
7番委員	香川	篤篤
8番委員	亀山	均均
9番委員	大谷	泰則
10番委員	三野	敏彦
11番委員	横關	幹夫
12番委員	矢野	和幸
13番委員	松浦	俊正
14番委員	中村	稔稔

農地利用最適化推進委員（8名）

1番委員	堀家	徹
2番委員	塚本	繁造
3番委員	大西	和芳
4番委員	山地	正夫
5番委員	松岡	安男
6番委員	篠原	壽雄
7番委員	村井	文数
8番委員	松井	求求

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進員（0名）

農業委員会事務局職員

事務局長	亀山	佳久
農地係長	吉田	清司
主事	西岡	知美

審 議 内 容

- 事務局長 おはようございます。
皆さんおそろいになりましたので、ただいまより令和元年8月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。
初めに、秋山会長よりご挨拶申し上げます。
- 会長 おはようございます。
きょうは曇り空ということでございますが、暦の上では秋というよう
でございますが、まだまだ残暑といえども夏本番の暑さが残り、熱中症
とかいろんな心配をされておりますが、委員の皆様方には何かとご多用
の中、ご出席いただきましてありがとうございます。
台風のほうもまともということで心配しておりましたんですが、雨、
風、高潮、それぞれにつきましても、想定されていたような心配はなく、
被害も少なかったんじゃないかと安堵しておるところでございます。そ
ういうところでございますが、暑い中の作業がふえてまいります。お体
に気をつけて、ともに頑張っていきたいというところではないかと思
います。
早速でございますが開会いたしたいと思います。よろしくご審議のほ
どお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございます。
- 事務局長 ありがとうございます。
続きまして、本会議の成立についてですが、出席委員は14名中14
名ですので、多度津町農業委員会会議規則第6条の規定にある委員の過
半数が出席していますので、本会議が成立していることをご報告いたし
ます。
次に、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会会議規則第4
条に、会長は会議の議長となり、議事を整理することとなっておりますの
で、秋山会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、議事日程に従いまして進めさせていただきます。
まず、慣例によりまして署名委員の選出でございますが、私のほうよ
り指名させていただきます。13番の松浦委員さん、14番の中村委員
さん、よろしく申し上げます。
それから、昨日の小委員会の報告のほうを農業委員の塩入さん、よろ
しく申し上げます。
- 6番委員 改めまして、おはようございます。
小委員会の報告でございますけども、昨日の9時にここへ集まりました。
秋山会長、大島、土田、両職務代理、それから事務局のほうから亀
山局長、それから吉田係長、それと担当委員、堀家委員とわたし、含め

まして7名が集まりました。

まず、議案ですけども、第2号議案から第6号議案まで、通常であれば現地調査を要する案件でございますけども、まず第2号議案について、これは非常に車では行きづらいところでなかなか近づけないということもありまして、それから事務局のほうでも十分に調査をしておるということで、事務局から資料、写真等を提示されまして、それに従いまして、この場所で一応確認をいたしました。それで、それが終わりました、その後、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案の案件について現地の確認を行いました。その後、またここへ帰りまして、事務局のほうの西岡さんも加わりまして、ほかの議案全ての説明を受けました。

それで、小委員会としては、現地確認を含めて、特段の問題はないという見解になりました。ただ、ちょっと議案で第4号議案の1番と、それから第6号議案、この記載のほうは、継承を含む場合、何かこの第6号議案というのが要るようなので、この辺をまた今日はちょっともう少し詳しく説明をしていただくということにしたので、委員の皆さんは、さらなる審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告）を議題といたします。

事務局、よろしくお願ひします。

事務局

議案第1号をごらんください。

【議案第1号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番から3番につきましては、6月の農業委員会の定例会で転用許可をしていただいたものになりますが、解約自体はできていたものの、解約通知書の届け出を提出いただいておりませんでした。届け出を提出してもらい、転用許可をいただく際に一緒にご報告しなければいけないところでしたが、事務局も失念しておりました。大変申しわけございません。おくれませながら、ご報告させていただきます。

以上です。

議長

第1号議案の報告案件ということでございます。ご理解いただきたいと思ひます。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。よろしくお願ひします。

事務局

議案第2号をごらんください。

【議案第2号1番から2番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番と2番につきまして、譲り渡し人、譲り受け人、両者とも自作地相互の交換となります。

以上2件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も自宅から近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

私、担当地区ということでございます。特段問題はないかと思えます。ただ一点、きのう帰ってちょっと思い出したんだけど、去年かおととしぐらい見直したわな、地元確認印が要らんということ。

交換そのものに問題ないんやけど、ちょっと一点は、もう確認印が要らんになったわな。もう4条、5条ぐらいだけになって、地元の確認は、ほかのもんは要らんというてみんなで決めたんだけど、農業委員と水利総代しとる人はええんやけど、農業委員だけで水利総代してなかったら、地元の水利組合のほうはどうやったんか、あんときどういうように決めたんかな。水利総代の人はいえけど、水利総代じゃなかったら、地元の農業委員が報告するようになったんかな。

4番委員

わしはその件、一遍言うたと思うんやけど。

議長

そうかな。

4番委員

今言う水利総代しとる人間は兼任しとるけん、わかるん。

議長

そうそう。

4番委員

ほなけん、判がいらんようになったんはどうしてなったんかな。

議長

中村さんはそれ知らんかな。

6番委員

4条申請、5条申請は農業委員は判押しよんやろう。

そのときに3条がどういうことで、話がいかなんだと思うんやけど。

議長

いやいや、やったんかな。

6番委員

やったんかな。そのときに、水利が先に判つくじゃないですか。

議長

そうそう。

6番委員

ほんだから、もう水利のほうはこれでわかるんじゃないかという意見もあつたような気はするんやけど。

4番委員

そうそう。今言うたとおりのや。

議長

いや、わし、水利総代やけど来とらんで。水利、判ついてないで。3

条やけん要らんのちゃうか。

事務局 3条は要らないです。

議長 要らんやろう。

職務代理者(3番) 判は少ないようにせんかというて。

議長 したわな。

6番委員 3条の場合決まってないんやったら…。

議長 いやいや、決まっとんよ。要らんでええというて。

4番委員 いやいや、いらんと決まっとんよ。

議長 まあ、きょう、みんなに聞いたらわかるわ思うて。

6番委員 3条の場合は地元の水利組合の判が要らんわけやな、特段。

4番委員 要らん。

6番委員 ほんなら、ちょっとあれは取れんわな。

議長 横關さんはどうですか。

1 1 番委員 私は、そう思ってます。だから、地元の水利総代の判は要らないと、聞いてますけど。

議長 そうそう。

1 1 委員 そう私は思ってます。

議長 そうやんな。

1 1 番委員 はい。

議長 それは決めとんや。

1 1 番委員 それが主に記憶しておりますけど。

職務代理者(3番) 簡素化せんかというて……。

議長 そう、簡素化せんかというて。

問題ないか、山崎さん。

4番委員 問題はないんやけどな。

議長 わからんかったら、地元に言われへんもん。

4番委員 わからんなら、この水利費を徴収、名前は申告可能。

議長 それよ。

職務代理者(2番) 判押しても押ささんでも、向こうが申告してもらわにやいかんことやろう。

4番委員 いや、ところがね、せんのもある。

職務代理者(2番) いやいや。それは、せんのはわからんが……。

4番委員 決めとりやへん。住民が、言うてこなんたら知らん人は知らん。

議長 そう。うちもそうなんや。

職務代理者(2番) そうしか手がないやないですか。

こっちが勝手に変えるわけにはいかんでしょう。

000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由としては、貸し駐車場用地となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年10月5日、工事完了が令和元年10月25日の予定となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費で30万円となっております。資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当していません。

以上2件につきましては、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長 議案第3号、皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思えます。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第4号1番から3番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として、非農家の自己住宅となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年10月1日、工事

3番の土地代解る。

事務局 土地代は1,082万円ですね。

議長 1,082万円。

事務局 はい。

議長 比例しとる、面積。うん、わかりやすい。

やっぱり土地代もちよいちよい聞いて、情報も持つとかなあかん。地元の何かいろいろ聞かれたりしたら。皆さんのほうから何かございませんか。

(なし の声)

議長 特段ないようでしたら、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。お願いします。

事務局 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

【議案第5号1番について 議案書を基に朗読】

事業変更が必要な理由といたしましては、当初3区画の計画をしていましたが2区画にしてほしいと買い手の要望があり、変更が必要となりました。

以上です。

議長 議案第5号、事業計画変更、皆さんのほうから何かありませんか。

(なし の声)

議長 特段無いようでしたら、議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第5号を承認いたします。

続きまして、議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局 議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について。

【議案第6号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の検討事項について説明します。

先ほどの4ページ、議案第4号1番5条許可転用申請書、番号1番につきましては、当初、昭和53年7月申請、同年8月許可において前所

有者より●●● ●●氏と●●● ●●●氏が所有権移転をして、住宅の建設予定でした。その後、住宅を建設せずに耕作放棄地のままでした。今回、承継者の●● ●●氏が●さんの実家近くの申請地を取得し、自己住宅を建設するために農地法5条許可申請書及び今回の農地法5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請を受け付けしました。

それでは、許可後の承継を伴う事業計画変更申請について説明しますと、1番、許可の取り消し処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。

2番、許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意または重大な過失によるものではないと認められること。

3番、変更後の転用事業者が、変更前の転用事業に比べると、同程度またはそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。

4番、周辺地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業に比べ、同程度またはそれ以下と認められること。

以上のように審査項目があり、条件をクリアしていれば、今回のように農地法5条申請の提出と承継を伴う事業計画変更申請書をあわせて提出することになります。

また、添付書類につきましては、転用事業者が事業を遂行できなくなった旨の経緯を記した書面を添付することとなっております。

以上です。

議長

きのう、小委員会でちょっと承継のことで質問が出ました。

ちょっと調べてもろうて勉強してもらったということです。承継をご理解いただけたかということ。古い人は聞いたことあるかなと思うんですけど。

6番委員

●●さんという人がもう名義はなっとんかな。

事務局

まだです。

6番委員

まだなっていない。

事務局

まだ許可を与えてないので。本来は●●●さんが建設予定でしたが、建てなかったので、許可を与えたままでした。本来はそれを差し戻して、もとの所有者に戻さないかんですが、それがそのままでした。今回は、その●●●さんから新しく●●さんという人がこの土地を欲しいとなったので、通常の5条申請です。また、元の所有者から●●●さんへ、●●●さんから●●さんへという承継という流れがありまして、その書類を提出しなければ農地法5条の転用の許可がおりないという形になっております。

6番委員

議案第4号と議案第6号はほとんど同じなんじゃがな、行が全く同じ

で。見たら、表題の承継者というだけが違うんじゃないのう。

事務局

そうですね、はい。

6 番委員

だから、こういう書式になるのかな。承継者が変わったというて、土地のどんな住宅を建てるとかというんは関係ないのかなと思うんだけど。

事務局

一応分けたのは、農地法5条の通常の許可申請書が1点と、その承継を伴うという申請書がもう1点。この2つがセットで許可をおろす形なので、どうしても議案も分けるという形になりました。

6 番委員

それ、必要性があるわけか。

事務局

同じことなので、5条申請だけでいいのでないのかなと思うんですが、そうではいかないと県協議との中で決まりました。

10 番委員

継承するという書類がないと、そっちでは認めんと。

事務局

そうです。承継の書類がないと転用が認められないという形ですね。

8 番委員

●●●さんと●●さんというのは、全くの他人。

事務局

全くの他人です。

8 番委員

この承継というのは、言うたら転用の権利を受け継ぎますよという。

事務局

そうです、はい。

8 番委員

通常、農地を転用できるっていうと、分家住宅だとかなんとかという、いろいろ制約がありますよね。全くのそういう血縁相続じゃない人が転用の権利を受け継ぐんだけど、そのための条件が何かいろいろ言われたという意味ですか。

事務局

そうですね。

8 番委員

故意による、何かこう、転用をしなかったとかできないとかそんな理由があれば、全く相続の関係ない人に承継しても、その権利は受け継がれるみたいな意味ですか。

議長

そうそう。普通は、承継というたら、この●●がかわるんや。●●●は、一生に一遍しかこういう方法はとれんで、承継は。●●のほうは、承継者は普通はかわつとんが本当や。わしも、きのう質問したらよかつたんやけど、人間が普通はかわるんや。この●●という人がかわつとんや、もとより。もとよりかわって、違う人に言うほうが多いん、承継の案件は。これも、塩入さん言うたように、わしも何でこう、これをこんなことせんでも期間があいとったということだけやろう。ほかに何ちゃあ変わつとりやあへんように思うんだけど。

事務局

本来は、●●●さんは建てれなかったんで、許可を戻さないかんのです。

6 番委員

法務局に届けてないというんが原因やろう。

事務局 そうです。

6 番委員 届けとって、宅地か何かになっとったら全然もう。

事務局 そうです。

6 番委員 ●●さんに勝手にできる。

事務局 家を建ててないの、田のままやったんですよね、地目は。

議長 譲り渡し人がおって、転用者、●●●が後ろに行くんや。
 これでええんや。そうそう。ほじゃけん、名前がかわつとるということや。●●●から●●にかわったということや。

6 番委員 農地のままでは買われへんということやな。

議長 もとに戻す方法もある。

6 番委員 ●●さんも農地のままでは買えんというわけやな。

事務局 そうですね。農地のままで買ったら、通常の3条申請になるので、買えないですね。家を建てるという目的なので、農地転用です。

議長 10年に一遍か、5年に一遍か、これ出てくる。
 他によろしいでしょうか。

(なし の声)

議長 承継をご理解できましたら、議案第6号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第6号を承認いたします。
 続きまして、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。

事務局 議案第7号をごらんください。
 経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画になります。土地所有者が香川県農地機構へ貸し付けをいたします。貸付期間といたしましては、令和元年9月1日から令和7年8月31日までの6年間の貸し付けとなっております。合計2件で2筆、544平米となっております。
 以上2件の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。
 また、先月の定例会にてご質問のあった、こちらに記載されております香川県農地機構の経営面積がどうしてこの面積であるのかといったことについて回答いたします。
 通常、農地機構を介しての貸借は、所有者から農地機構へ、農地機構から耕作者へ転貸されております。なので、経営面積は、その耕作者のみがふえることになり、転貸している農地機構の経営面積は実質ゼロ平米となります。ですが、今回も記載されているように、農地機構に経営

面積があるのは、耕作者が貸借途中で農地機構へ返還した農地が一部あるためです。農地機構は、返還されたら所有者にすぐ返すのではなく、2年間は探さなければならないことになっています。なので、新しい耕作者が見つかり、転貸されるか、もしくは返還されてから2年経過すれば所有者に戻るの、この経営面積はゼロ平米となります。

以上です。

議長 皆さんのほうから何かご意見等ございましたらお願いします。

(なし の声あり)

議長 なしということで、議案第7号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声)

議長 異議なしということで、議案第7号を承認いたします。

続きまして、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局 議案第8号をごらんください。

農地中間管理事業の資料となっております。農地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することになっています。香川県農地機構から右側の欄に記されている借り手へ貸し付けをいたします。農業委員会の承認を得ますと、8月22日より公告縦覧となります。以上です。

議長 議案第8号、いかがでしょうか。

(なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第8号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第8号を承認いたします。

続きまして、議案案件は終了ということで、報告案件ということで、事務局、その他、よろしくをお願いします。

事務局長 それでは、事務局より6点報告させていただきます。

1点目は、8月提出分農振除外変更申し出について、2点目は、耕作放棄地現況調査について、3点目は、相続税、贈与税の納税猶予制度について、4点目は、令和2年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について、5点目は、農業委員会業務必携について、6点目は、利用権設定の更新通知についてです。

事務局 【その他5点について事務局より説明】

事務局長

そしたら、続きまして、来月の予定についてご報告いたします。

9月の小委員会は、19日木曜日の午前9時から本庁舎2階第1会議室で行います。当番委員さんは、7番の香川委員さん、推進委員さんは2番の塚本委員さんをお願いしたいと思います。

定例会は、9月20日金曜日の午前9時から、同じく本庁舎2階第1会議室で行います。署名委員さんは、4番の山崎委員さん、5番の斯波委員さん、6番の塩入委員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

議長

予定していた議事日程は以上ですが、全体を通しまして皆さんのほうから何かございましたらご発言よろしく申し上げます。

それから、閉会後に再開いたします。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでございますから、これで閉会いたしたいと思います。長時間、どうもありがとうございました。